第2節

平和安全法制施行後の自衛隊の活動状況など

平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進など

1 各種準備の推進

16 (平成28) 年3月に平和安全法制 が施行さ れて以降、防衛省・自衛隊は、平和安全法制に基 づく様々な新たな任務について、制定された法制 度・各種部内の規則類の周知徹底、隊員教育のほ か、様々な部隊が実際に訓練をするために必要な 教材などの整備や教官の育成といった各種準備を 進め、同年8月、準備作業に一定の目途がたった ことから、自衛隊の各部隊において、必要な訓練 を実施していくこととした。また、日米など二国 間あるいは多国間の共同訓練においても、今後、 関係国との調整のうえで、平和安全法制に関する 必要な訓練を実施することとした。

2 訓練の実施状況

17 (平成29) 年7月、自衛隊法第95条の2に基 づく米艦艇の防護に関する訓練を初めて実施し、 米海軍との関係強化などを図った。

同年7月から8月の間、多国間共同訓練「カー ン・クエスト17 に参加して、国際平和協力法に 基づく国連平和維持活動に関する訓練を実施し、 各種能力の向上を図った。さらに、18(平成30)

年6月、多国間共同訓練「カーン・クエスト18」 に参加し、国際平和協力法に基づく「宿営地の共 同防護」、いわゆる「駆け付け警護」及び「安全確 保業務」に関する訓練を実施した。19(令和元) 年6月にも、多国間共同訓練「カーン・クエスト 19」に参加し、いわゆる「駆け付け警護」及び「安 全確保業務」に関する訓練を実施した。

18 (平成30) 年9月にジブチにおいて、12月 には国内において、自衛隊法第84条の3に基づ く在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、 統合運用能力の向上及び関係機関との連携強化を 図った。

19(平成31)年1月から2月の間、多国間共同 訓練「コブラ・ゴールド19」に参加して、在外邦 人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用 能力の向上を図るとともに、幕僚訓練において、 国際平和支援法に基づく協力支援活動に関する訓 練等を実施した。

19 (令和元) 年12月には国内における在外邦 人等保護措置訓練を実施し、また、20(令和2)年 1月から3月には多国間共同訓練「コブラ・ゴー ルド20 への参加を通じて、在外邦人等の保護措 置に関する訓練を実施した。

多国籍部隊・監視団 (MFO) への司令部要員派遣

わが国は、19 (平成31) 年4月に、シナイ半島 におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動 などを行う多国籍部隊・監視団 (MFO) の司令部 への要員を派遣することを決定した。

派遣にあたっては、国際平和協力法上、MFO の活動が参加5原則を満たすものであるかどう か、また同活動が国際平和協力法上の国際連携平

和安全活動に該当するかについて、慎重に検討を 行った。その結果、MFOは参加5原則を満たすと ともに、国際連携平和安全活動に該当すると判断 されたため、要員の派遣を決定した。

Q 参照 本章1節5項2(国際平和協力業務) Ⅲ部3章5節2項2 (多国籍部隊・監視団 (MFO) へ の派遣)

平和安全法制は、平和安全法制整備法(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成27年法律第76号)) 及び国際平和支援法(国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号))か ら構成されており、16 (平成28) 年3月29日に施行された。

米軍等の部隊の武器等防護(自衛隊法第95条の2)

1 経緯

防衛省・自衛隊は、平和安全法制成立以降、米 軍等の部隊の武器等防護(自衛隊法第95条の2) の適正な運用を図るため、米国との間で説明・調 整を行いつつ、必要な規則類の作成作業を行った。 これらの作業が完了したことから、16(平成28) 年12月、国家安全保障会議において、「自衛隊法 第95条の2の運用に関する指針」を決定し、米軍 を対象に、同条の運用が可能になった。これによ り、自衛隊と米軍の連携した警戒態勢などのさら なる強化につながり、日米同盟の抑止力及び対処 力は、より一層強化されることとなる。

2 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針

この運用指針は、政府としての同条の基本的な 考え方のほか、本条の運用に際しての内閣の関与 や情報の公開などについて定めるものであり、概 要は次のとおりである。

(1) 本条の基本的な考え方

ア本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携してわが国の防衛に資す る活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われ ている現場で行われるものを除く。) に現に従事 している米軍その他の外国の軍隊その他これに類 する組織(米軍等)の部隊の武器等という、わが 国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当する ものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害 から防護するための、極めて受動的かつ限定的な 必要最小限度の武器の使用を認めるものである。

同条第1項において「現に戦闘行為が行われて いる現場で行われるものを除く。」と規定するこ とにより、同項の警護が米軍等による「武力の行 使と一体化」しないことを担保するとともに、同 条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対 処することはないものとし、したがって、自衛隊 が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規 定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展

しないようにすることなどを明らかにしている。 このような武器の使用は、憲法第9条で禁止さ れた「武力の行使」には当たらない。

イ わが国の防衛に資する活動

本条における「我が国の防衛に資する活動」に 当たり得る活動については個別具体的に判断する が、主に①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・ 警戒監視活動、②わが国の平和及び安全に重要な 影響を与える事態に際して行われる輸送、補給な どの活動、③わが国を防衛するために必要な能力 を向上させるための共同訓練が考えられる。

ウ 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛 大臣は、米軍等の部隊が自衛隊と連携して従事す る活動が「我が国の防衛に資する活動 | に該当す るか及び自衛官が警護を行うことが必要かについ て、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢 などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮 したうえで主体的に判断するとしている。

(2) 内閣の関与

本条第2項の規定による米軍等からの警護の要 請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、 次の場合には、国家安全保障会議で審議すること としている。ただし、緊急の要請に際し、そのい とまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警 護の実施の判断について国家安全保障会議に報告 する。

- ① 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- ② 第三国の領域における警護の要請があった場 合
- ③ その他特に重要であると認められる警護の要 請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要 と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家 安全保障会議で審議のうえ、閣議の決定を求める こととしている。

このほか、国家安全保障会議幹事会を機動的に 開催し、国家安全保障会議を補佐するとともに、 平素から全ての警護の要請に関する情報を関係省 庁間で共有し、緊密に連携することとしている。

(3)情報の公開

本条の運用に際し、本条による警護の実施中に 特異事象が発生した場合には、速やかに公表し、 また重要影響事態において警護の実施にかかる事 項が明記された基本計画を公表するほか、行政機 関の保有する情報の公開に関する法律(平成11 年法律第42号)を踏まえ、政府として適切に情報 の公開を図ることとしている。

19 (平成31/令和元)年の警護の実績

19 (平成31/令和元) 年は、弾道ミサイルの警 戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍 の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共同訓練の 機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が1回、 米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が9回、合 計14回の警護を実施した。

Q参照 本章1節3項7(米軍等の部隊の武器等の防護)

新たな日米物品役務相互提供協定(ACSA)などの締結

16 (平成28) 年9月には、外務大臣と駐日米国 大使との間で、日米物品役務相互提供協定(日米 ACSA) への署名が行われ、17 (平成29) 年4月 に国会で承認され、同月に発効した。

この協定は、平和安全法制の成立により、自衛 隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務 の提供についても、これまでの決済手続などと同 様の枠組みを適用できるようにするため、これま での日米ACSAに代わる新たな協定として作成 されたものである。

この協定は、自衛隊と米軍との間で幅広い物 品・役務の円滑かつ迅速な提供を可能とし、現場 レベルの具体的な協力のレベルを向上させるもの である。

また、米国以外にも英国及びオーストラリアと の間で、平和安全法制などを踏まえた物品・役務 相互提供協定(ACSA)を作成し、日米ACSAと ともに国会で承認され、同年発効した。続いて、 カナダ及びフランスとの間でもACSAを作成し、 いずれも19(令和元)年5月に国会で承認され、 日仏ACSAについては同年6月に発効し、日加 ACSAについては同年7月に発効した。

Q 参照 Ⅲ部2章2節6項(後方支援)

南スーダンPKOにおける新たな任務の付与

わが国は、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に、12 (平成24) 年1月から17 (平 成29) 年5月末まで南スーダン派遣施設隊を派遣 していた。平和安全法制の施行以降、政府として 現地の情勢及び新たな任務の追加に向けた訓練の 状況を踏まえて総合的に検討した結果、派遣施設 隊第11次要員からいわゆる「駆け付け警護」の任 務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わ せることとし、16 (平成28)年11月15日に、国 家安全保障会議(九大臣会合)の決定を経て、「南 スーダン国際平和協力業務実施計画」の変更を閣 議決定した。